## 第3回地域協議会推進市民会議 グループワーク結果(制度(案))

## 制度(案)

#### ◆制度を設ける目的は何? (A-1)

小牧市自治基本条例に規定する地域自治組織のうち、地域協議会に関して規定することにより、地域協議会の設立等を進め、地域協議会が円滑に活動を行えるようにすることで、市と市民が協働して支え合い・助け合いの地域づくりを推進します。

#### ◆市民、地域協議会、地域協議会の設立準備委員会はどんなもの? (A-2)

- (1) 市民 市内で住み、働き、若しくは学ぶ者又は市内で活動し、若しくは事業を 行う個人、法人若しくは団体を言います。
- (2) 地域協議会 小学校区単位を基本とする市民により構成され、認定を受けたものを言います。
- (3) 地域協議会設立準備委員会 地域協議会の設立を目指し、事前準備及び各種団体との調整等を行う市民により構成される団体を言います。

### ◆地域協議会の詳細と認定の手続き、活動内容等はどんなもの? (A-3)

#### «名称は?» (A-3-1)

地域協議会の名称は、地域の特色や既存団体の名称等を考慮し、決定することができるものとします。

#### ≪構成員は?»(A-3-2)

地域協議会の区域内の市民

#### «認定の要件は?»(A-3-3)

- (1) 名称、事務所の所在地等その他必要な事項が、規約に定められている団体
- (2) 団体の運営が、市の基準や規約に基づき公正に行われている団体
- (3) 区域内の区の代表者が参画し、民主的な運営がなされている団体
- (4) 区域内の市民が、活動に自由に参加することができる団体

## «地域協議会の範囲は?» (A-3-4)

地域協議会は一の小学校区につき、1団体に限り設立できるものとします。区域は、概ね小学校区単位とします。

## «地域協議会の活動内容は?»(A-3-5)

- (1) 地域の課題に関する話し合い
- 、, (2) 地域づくりの目標等をまとめた計画の策定
- (3) 課題解決事業の企画・実施
- (4) 交流促進事業の企画・実施 等

その他、市民への地域協議会の活動への参画の呼びかけや活動に関する情報提供、他の地域協議会との連携及び協力するものとします。

## «地域協議会がしてはならない活動は?»(A-3-6)

公共性がない活動、宗教活動、政治活動、特定の公職の候補者・公職にある者・ 特定の政党を推薦や支持又は反対することを目的とする活動、反社会的な活動とし ます。

## ◆地域協議会への市の支援は何があるの? (A-4)

地域協議会への財政・人的支援等、地域協議会設立準備委員会への財政支援等を 実施します。

## ◆どんな時に書類を届け出るの? (A-5)

地域協議会の認定について、変更が生じた場合など必要に応じて市長に届出を行うものとします。

## ◆どんな時に地域協議会の認定は取消しをされるの? (A-6)

地域協議会の認定要件に該当しなくなった場合、又は活動してはならない活動を 実施したと認められる場合には、認定取消しの手続きを行うものとします。

## ◆もっと細かい手続きについてはどうなるの? (A-7)

詳細な手続きについては、運用に定めるものとします。

## <u>意見</u>(※★はグループ提案ベスト3。() 内は提案グループ名)

- ★目的…わかりやすい表現、市民→住民同士(A)
- ・制度を設ける目的がわかりにくい(A)
- ・具体的に記載するとよい(A)
- ・「市と市民が協働して…」を「市民が相互に支え合い、助け合う…」や「市民同士が絆を深める…」に修正してはどうか(A)
- ・区単位の自治活動との住み分けを入れる(A)
- ・協議会があることで市民や地域へのメリットを明確にするとよい(B)
- ・「市民」→企業、市民団体も分けて記載するとよい(D)

### ★地域協議会の会員の内容を具体的にわかりやすく(企業、市民活動団体、高校、 大学、区域外)(B)

- ・「市民」の範囲が広すぎてわかりにくい(A)
- ・企業、高校、大学、市民活動団体も関われるとよい(A)
- ・認定は誰が行うのか(B)

### ・意見なし

- ★小学校区名を必ず入れる。あとは好きな名前(C)
- ★名称にニックネームを付ける(D)
- ・名称を校区は必ず入れるようにする(C)
- ・地区の名前をプラスして2つあってもよい(D)
- ・区域外の人も必要に応じて参加できる(A)
- ・準備委員会の構成員はどのようになるのか(B)
- ・区域外の人を活用する「ゆとり」を作ってみてはどうか(B)
- ・市民だけでなく多様な団体があってもよい(B)
- ・構成員の範囲をわかりやすくする(B)
- ・企業も入れる(B)

#### ★公正・民主的の判断が難しい(A)

- **・「公正」がわかりにくい(A)**
- ・公正、民主的な運営とは具体的にどのようなことで判断するのか(A)
- ・規約、民主的な運営をどう認定するか(B)
- ・市民が自由に活動に参加できるようにするには、計画の大綱化が必要(B)
- ・市の基準や規約を細かくしない方が良い(D)
- ・「概ね」→「原則として」(A)
- ・小学校区単位でなくてもよい(A)
- ・協議会の連合化も必要(A)
- ・地域協議会は原則小学校区である(B)
- ・小学校区があっていなければ例外があってもよい(B)
- ★他の地域協議会との合同事業可とする(A)
- **★単年度決算は、基本だけど条件によっては複数年度にまたがるものも可(A)**
- ・話し合い→提起と対策(B)
- ・(B-3)計画の策定との関係がわかりにくい(B)

# ・意見なし

## ・支援内容をもっと具体的に書かれていると取り掛かりやすい(C)

- ・財政支援がどのくらいなのか明確であるとよい(C)
- ・地元の祭りへの補助制度、助成制度を作る(D)
- ・物的支援、企業の寄付もOKとする(D)
- ・複数年度にまたがる支援もあるとよい(D)
- ・意見なし

## ★認定取り消しは誰がいつ判断するのか。第三者機関か。 (A)

- ・認定取り消し又は解散後の再立ち上げもあり(A)
- ・認定取り消しは誰がいつ決めるの(A)
- ・取り消しの際の資産の扱い方を決める(D)
- ·活動してはならない活動の取り消しについて文章を明確にするとよい(D)
- ・取り消しだけでなく、フォローしてあげてから決断させる(D)
- ・意見なし